



2026年3月25日

各位

会社名 株式会社タクマ
代表者名 代表取締役社長 濱田州朗
(コード番号6013 東証プライム市場)
問合せ先 取締役兼常務執行役員 大石 裕
コーポレートサービス本部長
電話番号 06-6483-2609

株式給付信託（J-ESOP-RS）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

当社は、経営理念である「世の中が必要とするもの、世の中に価値があると認められるものを生み出すことで社会に貢献し、企業価値を高め、長期的な発展とすべてのステークホルダーの満足をめざす。」の実現に向け、従業員が高い次元で挑戦し、その成果に適切に報いるための各種インセンティブ施策を検討してまいりました。

今般、一定の条件を満たす管理職（以下「対象従業員」といいます。）に対して当社株式を給付することにより、当社の企業価値の持続的向上に向けた中長期的なインセンティブを付与するとともに、株主の皆様とのさらなる価値共有を図ることを目的として、本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

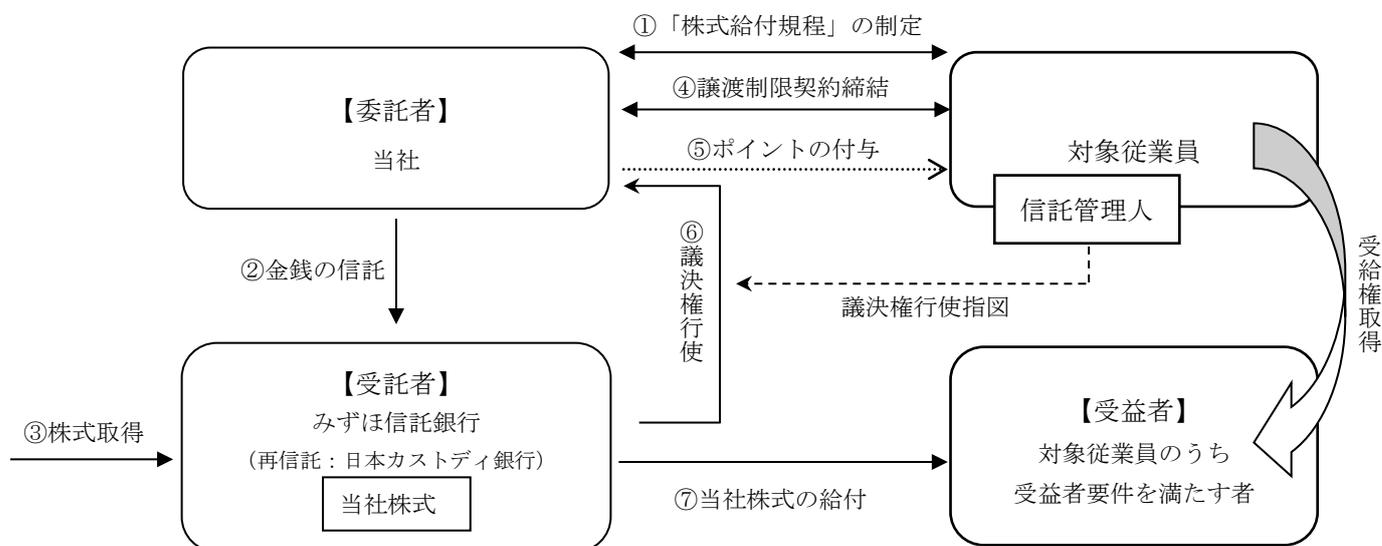
本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、対象従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、対象従業員に対し職位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。なお、対象従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、対象従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該対象従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 対象従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以 上